

構想・基本計画策定のスケジュール（確認）

1 全体スケジュール

- ・ 構想、基本計画について、現在は策定に向けた「準備期間」であり、2026（令和 8）年度から本格的な「策定作業期間」に移行
- ・ 条例については、「策定作業期間」中に、改正の可否を含めて検討
- ・ 策定方法として、森づくり委員会及びヒアリングを中心として検討

↓ 今回の委員会

	策定に向けた「準備期間」			「策定作業期間」			
	2023 R5	2024 R6 2月	2025 R7	2026 R8 4月 7 2	2027 R9 9月 11 12 1 3		
構 想	課題と今後の方向性・基本的施策の検討			素案の検討	素案完成	本文案完成	策定
基本計画				素案の検討			
条 例				改正の可否と内容の検討	改正案完成		公布

委員会（年 3 回）
+ヒアリング（随時）

パブリックコメント
議会

2 「準備期間」のスケジュール

- ・ 基本理念ごとに方向性の検討を行う
- ・ 検討内容については、森づくり条例第 17 条第 2 項、及び第 9～16 条に従う（参考（裏面））

↓ 今回の委員会

	2023 R5				2024 R6				2025 R7				2026 R8
	4月～	7～	10～	1～	4～	7～	10～	1～	4～	7～	10～	1～	
理念 1 公益的機能が発揮 される森づくり		区分と目標とする森林像、長期の指針（17条）、 森林管理の基本方針（9条）							森林の把握（10条） （航空写真による森林調査委託）				策 定 作 業 期 間
理念 2 木材の循環利用を 進める森づくり							木材資源の循環利用の指針（17条） 地域材の利用の拡大（11条）						
理念 3 地域づくりと一体と なった森づくり									地域づくりと一体（12条）				
理念 4 人材育成と共働に よる森づくり							共働（13条）、担い手の育成（14条） 森林環境教育（15条）、普及啓発（16条）						
													森づくり条例

参考 森づくり条例（抜粋）

（森づくり構想）

第 17 条 市長は、**基本理念を実現するための基本構想**(以下「森づくり構想」という。)を策定するものとする。

2 森づくり構想には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 森林の立地条件等の特性に応じた**森林の区分**及びそれに応じた**目標とする森林像**
- (2) 目標とする森林像を実現するための**長期の指針**
- (3) **木材資源の循環利用のための長期の指針**
- (4) その他市長が必要と認める事項

（森林管理の基本方針）

第 9 条 市は、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、次の方針に基づき森林管理施策を実施するものとする。

- (1) 人工林は、立地条件等による林業の採算性と公益的機能の高度発揮の観点を勘案し、間伐を中心とした適正な管理を重点的かつ計画的に推進する。
- (2) 天然林は、植生遷移(地域の植生が時間とともに自然に移り変わっていく現象をいう。)を基本として維持するとともに、市民による活動等を生かしつつ保全及び活用を図る。

（森林の把握）

第 10 条 市は、森林の有する公益的機能の維持及び回復を図るため、関係行政機関、森林所有者、森林組合等と連携し、森林の現況の把握、森林被害等に関する調査及び対策その他必要な措置を講ずるものとする。

（地域材の利用の拡大）

第 11 条 市は、地域材の利用の拡大を図るため、住宅等への活用の促進、市民に対する理解の促進、公共事業への利用の推進、加工流通体制整備のための支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、地域材の安定的な供給体制を整備するため、利用可能な木材資源の把握並びに林業生産基盤の整備及びその支援を行うものとする。

（地域づくりと一体になった森づくり）

第 12 条 市は、魅力ある山村づくりを推進するため、山村地域における就業機会の確保、定住に対する支援、都市と農山村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、古くから山村地域に残る知恵、伝承等の森林文化を継承するための取組を支援するものとする。

（共働による森づくり）

第 13 条 市は、市民との共働による森づくりを推進するため、人工林、天然林を問わず、市民への活動の場の提供、森づくり活動への支援、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民による森づくり活動団体が自発的に行う森づくりが促進されるよう、必要な指導及び支援を行うものとする。

（森づくりの担い手の育成）

第 14 条 市は、関係行政機関等と連携し、森づくりの担い手となる人材及び事業者の育成を図るため、必要に応じて助言及び支援をするものとする。

（森林環境教育の推進）

第 15 条 市は、市民が森づくりについて理解及び関心を深めることができるよう、森林環境教育を推進するものとする。

（森づくりの普及啓発）

第 16 条 市は、市民に対して、森づくりに関する普及啓発を行うものとする。

2 前項に規定する普及啓発を推進するため、10 月 26 日をとよた森づくりの日、10 月をとよた森づくり月間と定める。